

令和 4 年

# 宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

令和 4 年 9 月 8 日 開会

令和 4 年 9 月 16 日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第40号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第41号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 専決第11号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 報告第15号 専決処分の報告について
- 専決第12号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 令和3年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和3年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 令和3年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について
- 認定第9号 令和3年度子浦川水防事務組合歳入歳出決算の認定について

令和4年9月8日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 坂 井 賢  
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久  
副 町 長 大 岩 慎 一  
総 務 課 長 岡 田 正 人  
危機管理監兼  
環境安全課長 藤 井 博 樹  
企画情報課長 大 下 佳 子  
財 政 課 長 金 田 成 人  
商工観光課長 守 田 幸 浩  
税務住民課長 菅 野 嘉 一  
健康福祉課長兼  
子育て応援室長 定 免 文 江  
健康づくり推進  
室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

### ◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第40号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
日程第5	議案第41号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第42号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第43号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第44号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第45号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	報告第14号 専決処分の報告について 専決第11号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
日程第11	報告第15号 専決処分の報告について 専決第12号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）

- 日程第12 報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第13 認定第1号 令和3年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和3年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 令和3年度子浦川水防事務組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案に対する質疑
- 日程第23 町政一般についての質問
- 日程第24 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
- 日程第25 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただ今から、令和4年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は10名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1番 岩根信水君、2番 勝二正人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」についての陳情書1件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和4年6月分及び7月分に関する例月出納検査結果の報告があ

りましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。  
これで諸般の報告を終わります。

#### ◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第40号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から認定第9号 令和3年度子浦川水防事務組合歳入歳出決算の認定についてまでの議案6件、報告3件及び認定9件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和4年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べますとともに、本定例会に提案いたしました諸議案について、順次、その趣旨と概要を御説明申し上げます。

初めに、豪雨災害について申し上げます。

今夏は、偏西風の蛇行等の影響により、梅雨時期が北陸では当初6月28日とされていましたが、8月頃から非常に活発な前線や低気圧の影響による雨が続き、本県を初め全国各地で豪雨による土砂災害や河川の氾濫が発生しました。

被災された皆様に対して心からお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

本町においても、8月4日と20日、9月1日に時間雨量が30ミリメートルを超える大雨があり、河川の護岸損壊や林道の法面崩土、道路冠水等が発生しましたが、幸いにして人的被害や建物被害の報告はありませんでした。

町内における被害箇所につきましては、関係機関と連携しながら、早期に復旧できるよう取り組んでまいります。

これからの台風シーズンに備え、危機管理意識や災害時初動対応の徹底を図り、町民への情報提供や迅速な防災対応を行い、本町における安全確保に最大限努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株のBA.5系統を中心とする感染が全国的に拡大しております。県内でも感染が急拡大し、7月15日には県のモニタリング指標がレベル2の「感染拡大注意報」から「感染拡大警報」に引き上げられ、基本的な感染対策の再点検と徹底が呼びかけられております。

町では、随時、新型コロナウイルス感染症対策本部等を開催し、県内及び町内の感染状況等を踏まえ、情報共有を行い、感染対策等に取り組んでおります。

また、感染対策の取組の一つでもある新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の状況ですが、町内では、9月6日時点の接種率が1回目及び2回目は90%以上、3回目の接種については18歳以上の方で77.3%、6月11日から接種を開始した12歳以上17歳未満の方は48.1%となっています。また、4回目の接種については69.2%となっています。

接種は、集団接種を町立宝達志水病院で、個別接種を医療機関において実施しております。町民の皆様には、御自身と大切な方の健康を守るために、ワクチン接種に御協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、9月24日に開催される「宝浪漫マラソン2022」について申し上げます。

今年は3年ぶりに本大会が開催される運びとなり、全国から1,357名の参加申込みがありました。

感染症の流行が続いており、健康や安全に十分に配慮した準備が進められております。町民の皆様や実行委員会、ボランティア、そして関係各位に、この場をお借りして感謝と一層の御協力をお願い申し上げます。

厳しい状況下ではありますが、参加される選手の皆さんには、宝達山や千里浜なぎさドライブウェイ、田園等の美しい景色やエイドで提供される地元産品、そして町民の皆さんの応援から、町の素晴らしさを感じていただければと存じます。

なお、大会に際してはコース周辺の通行止めが実施されることから、多くの方に御不便をお掛けいたしますが、御協力をお願いいたします。

マラソンを通じて、多くの方が本町の素晴らしさ、本町の魅力を感じておられます。町の発展への大いなる可能性を今後の活性化に繋げていきたいと考えております。

次に、国の経済情報・予算動向について申し上げます。

内閣府の8月の月例経済報告によると、景気は緩やかに持ち直している状況にあります。経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果が発現することが期待されています。

しかしながら、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇の家計や企業への影響や、供給面の制約等に十分注意する必要があるとしています。

また、国は、令和5年度予算概算要求の基本的な方針について、経済財政運営と改革の基本方針2022等で示された経済・財政一体改革に着実に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて重要政策推進枠を設けることとしております。

本町としては、これらの動向を注視しつつ、来年度の予算編成に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出する補正予算関係4件、条例関係2件、報告及び認定関係12件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第40号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、6億3,031万9,000円を追加し、総額を84億6,455万5,000円とするものであります。

歳出の主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する関連事業費を計上するほか、人事異動に伴う人件費の更正を行うものであります。

総務費では、11月に開催する宝達志水大花火大会実行委員会に対するガバメントクラウドファンディング型ふるさと寄付金の補助や、要望のあった2集落に対し除雪機の購入を補助する経費の追加、電気設備定期点検で指摘のあった鉛蓄電池等の取替工事や旧志雄中学校跡地の分筆登記業務に要する経費のほか、公職選挙法施行令の一部改正に伴い選挙運動費用の公費負担を増額するものであります。

また、JAはくいの支店統廃合に伴う住民系システム及び水道料金システムのデータ変換作業に係る費用を追加しております。

民生費では、エネルギー価格高騰等の影響による負担に対する支援として、介護・障害・在宅医療の町内事業者等に対する業務用車両の燃料費助成と、住民税非課税世帯に対する1世帯1万円の助成、18歳以下の子どもを養育する世帯に対し1世帯2万円のほっぴーさん商品券を支給する経費を追加するほか、介護報酬改定や障害者自立支援制度の改正に伴うシステム改修費、放課後児童クラブや保育所で勤務される職員の処遇改善に係る経費を増額するものであります。

また、かねてから多くの要望があった遊戯施設について、屋外施設を町民センターアス

テラスに設置する経費を追加します。子どもたちが楽しみながら体力や運動能力を向上させることと、子育て支援に繋がるものと考えております。

衛生費では、本年4月に開始された不妊治療の保険適用に伴う新たな助成や未熟児療育医療給付費を追加するほか、コロナ患者の容態を把握する医療機器購入のために病院事業会計繰出金を増額するものであります。

併せて、アステラスに設置されている電気時計に不具合が生じていることから、更新する経費を追加するものであります。

農林水産業費では、物価高騰の影響を受けている第1次産業の経営を下支えするための燃油費等の一部を支援する経費や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、石川県漁業協同組合押水支所が計画する施設整備に補助する経費、産地づくり事業において当初予算を超える申請見込みがあることから、補助金を追加しております。

次に、新規就農を促進する観点から、地域おこし協力隊1人を追加する経費に加え、就農後の機械設備導入に係る経費の補助のほか、県単土地改良事業の採択内示に伴う土地改良区への補助金を増額するものであります。

また、農業委員会で現地調査等の効率化に係るタブレット端末導入を予定していることから、その使用料や通信料を追加するほか、農地台帳システムの改修費用を増額しております。

商工費では、物価高騰の影響を受けている町内の中小企業及び個人事業主を支援するほか、省エネルギー機器等の導入による長期的な固定費削減に取り組む町内事業者を支援する経費に加え、山の龍宮城建設工事の実施設計業務に要する経費を追加するものであります。

また、今年度中に創業が見込まれる事業者への補助金を増額するとともに、10月に開催が予定されているプレミアムSSTRにおいて、本町のPRを行う経費を追加するものであります。

土木費では、のと里山海道志雄パーキングにおける障害者用駐車場の上屋設置と、道路5路線を整備する県営事業負担金を追加するものであります。

消防費では、2集落の消防施設修繕費を追加するものであります。

教育費では、濃厚接触者の教職員が待機期間終了時に使用する抗原キットの追加に係る経費のほか、小中学校施設の老朽化に伴う修繕費の増額やスクールバス待合所の改修費、宝浪漫マラソン参加者の安全を確保するための経費を追加するものであります。

また、グラウンドゴルフ場クラブハウス及び埋蔵文化財センターにおける空調設備の新設・修繕に係る経費を増額しております。

公債費では、地方財政法第7条により令和3年度決算で生じた剰余金の2分の1相当額について、後年度の財政負担の軽減を目的とする繰上償還を実施するものであります。

財源となります歳入予算については、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、町債のほか、繰越金を充てるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。

追加いたしますのは、羽咋郡市広域圏事務組合における新ごみ焼却施設建設に係る広域圏衛生費分担金と、統合小学校校歌制作業務に係る経費であります。

次に、議案第41号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、2,441万9,000円を追加し、総額を18億8,201万9,000円とするものであります。

歳出については、人事異動に伴う人件費の更正のほか、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費に加え、前年度事業確定に伴う国庫支出金、県支出金等の精算に係る返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金のほか、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第42号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的支出では、資材費の高騰、労務単価・諸経費が増加したことから980万円を追加し、資本的収入では、県補助金の240万円を追加するものであります。

次に、議案第43号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、医療機械器具購入のため、資本的支出に473万円を追加し、資本的収入に同額の一般会計繰入金を追加するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第44号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙における公費負担の限度額が引

き上げられたことに伴い、町議会議員及び町長の選挙における当該限度額について見直しを行うものであります。

次に、議案第45号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業の取得回数制限や非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を実施するため、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第14号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてであります。

この補正は、今浜区の集落会館において空調設備が故障し、緊急に修繕するための補助要望に対し、コミュニティ施設補助金交付要綱に基づく補助金を交付するもので、歳出では総務費に182万円を追加し、歳入においては前年度繰越金を充てることとしたものであります。

次に、報告第15号 損害賠償の額を定め和解することについての専決処分については、本年7月3日の道路愛護デーにおいて、本町荻島地内での草刈り作業中に飛び石により駐車車両のガラスを破損させたことから、損害賠償金7万9,057円の支払い、和解することとしたものであります。

次に、報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものでありますが、令和3年度決算に基づく指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質赤字額、資金不足がないため、該当がありません。

実質公債費比率は6.5%と、昨年度の5.2%から1.3ポイント悪化しました。これは、下水道事業会計への繰出金の増加及び地方債の償還進行に伴う普通交付税算入見込額の減少が主な理由であります。

また、将来負担比率は24.3%と、昨年度の27.1%から2.8ポイント改善しました。これは企業会計の実質起債残高が増加したものの、それを上回る充当可能基金の増加が主な理由であります。

なお、公営企業における資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないことから該当なしとなっております。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに、令和元年度決算まで9年連続で改善が続きましたが、令和2年度決算では将来負担比率が、令和3年度決算では実質公債費比率が増加

に転じました。

今後、インフラの長寿命化や小学校の統廃合関連事業、社会保障関連経費の増加など、財政需要は増加すると見込んでおります。

また、過疎地域において重要な財源である過疎債については、全国の過半数の自治体が過疎団体となり、発行可能額が年々縮小する見込みです。

今後も厳しい財政状況が続くと考えており、補助金の活用等、財源確保に取り組むとともに、行財政改革を着実に実行し、持続可能で安定的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第1号から認定第8号は令和3年度の各会計の決算について、認定第9号は本年3月に解散した子浦川水防事務組合の最後の決算について、認定を賜りたいとするものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### ◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

11番 小島議員。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 何度も言っているんですけども、改善しないので、ちょっと公で質疑いたします。

それは、議案第40号の令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてです。

この補正予算の中で、商工観光課で宝達志水町地域づくり緊急支援給付金（第3弾）交付制度についてと、それと宝達志水町省エネ化促進支援補助金交付制度というやつが予算化されていますけれども、ここに交付する対象者、町長は先ほど説明ありましたように、提案理由説明の中で町内の中小企業及び個人事業主を支援すると、こう出ているんですよ。ところが、実際の交付要綱を見ますと、町商工会に加入していることが条件なんです。何で、私思うんですけども、町の商工会に加入しているがために困難な状況にある方を救うような制度じゃないと思うんですけども、ここはどうなのでしょう。

もう1点、これ、恐らく国の交付金というのも入っておると思うんですよ。ここに国は町商工会に加入していることというのを条件にしているよというふうに言っているのかど

うか。これ2点目。

3点目は、行政は予算や条例などで差別的なことをしてはいけないとあるんですね、地方自治法に。ところが、商工会じゃない人はこの交付を受けることができない、これは明らかに差別だと思いますが、差別とは思わないのかどうか。そこをちょっと3点、お聞きしたい。

いつも言っているんですけども、また何か出てきたものですからお聞きします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質疑にお答えをいたします。

地域づくり緊急支援給付金の給付対象者についてですけども、これは中小企業者、個人事業主の場合、町内に本店または本社がある、または主な事業所があれば対象者となるわけでございまして、こういった方に関しては、商工会に入っておらなくても対象となるということになっております。

一方で、本店というか、本部の機能が町外にあって、店舗が町内にあるという方に対しては、商工会に加入している方というふうにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 11番 小島議員。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再質疑いたしますが、議会で今提出された、先ほど言いました宝達志水町地域づくり緊急支援給付金交付制度についてというこの要綱、ここには明確に商工会に加入していることというのが条件になっておるんです。今、町長言われたことは、そんなことは出ていませんよ。ここに本店がある人はもらえますよということが出ていないですよ。

そしたら、私思うんですけども、商工会に加入していることを削除する必要があるんじゃないですか、要綱には。町民にはそれを削除したやつを配る必要があるんじゃないですか。

明らかに差別なんです。もう一度お聞きします。これを削除する必要があるんじゃないですか。誤解を招きます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の御質疑にお答えをいたします。

その同じ資料に、さっきも申し上げたんですけれども、（１）が中小企業の方、（２）番が個人事業主の方で、１つ目のポツで町内に本社又は本店がある、２は町内に主たる事業所を有する、こういった方は商工会に加入されておらなくても対象となるということでございます。

それで、その２つ目の商工会に加入していることというのは、さっき言った、本部の機能が町内にはなくて、支店とかそんなのが町内にある方については、商工会に加入しておいていただきたいと、そんなふうなことをごさいますして、町内の事業者さんというか、町内でお店をやっている、小島議員が意図されておるような方に対しては、商工会に入っていくように、いまいが、そういった差別ということはなく対象となっておるということでございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 11番 小島議員。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） そんな言い訳をするんじゃなくて、商工会に加入していることというのが（１）の中小企業者の場合、（２）の個人事業主の場合、どちらも商工会に加入しているということを書いてあるんです。これを削るべきだと言っておるんです。違う人が来た場合は、実はこれ町内向けなんですと言えればいいなんですよ。これ、こういう文言があると、行きたくても行けないんですよ。商工会に入っていないから行けない。だから、差別されておるというふうに言われるんです。

要綱で町民、業者を差別するようなことが書かれたら駄目でしょう。そやから、これは消せばいいんですよ。さっきから何度も言うておるんです。これ提案して、前回その正当性を言われた商工観光課長、あなたはどう思っておられるんですか。最後にお聞きします。

○議長（金田之治君） 守田商工観光課長。

〔商工観光課長 守田幸浩君 登壇〕

○商工観光課長（守田幸浩君） 小島議員の御質問でございますけれども、商工会の加入の可否ですけれども、答弁につきましては町長が申し上げたとおりでございます。

そうしまして、町内の中小企業者もしくは個人事業主につきましては、商工会の加入、加盟していようが、加盟していなくても、対象者となるものでございます。

それで、ここで色分けしているのは、具体的に言いますと町外資本の業者の方ですね。町外資本の個人事業主はいませんので、町外資本の法人、こちら具体的に言いますと25社おいでます。25社の方につきまして商工会には加入しておいでません。それで、町外資本であっても商工会に加入している法人もございます。商工会や町と一緒に商工事業をやっ  
ていきましょうよということで加盟している事業もありますので、色分けしているものでございますし、基本的には町長が申し上げた内容のとおりでございます。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） ややこしい言い訳を私にするんじゃないくて、業者の人がすぐ分かるようにこれを消したらどうかと言っているんですよ。

25社のためにわざわざこれをつくったとしたら大問題ですよ。25社どころか、ほかの商工会に入っていない業者、たくさんおいでるでしょう。25社どころじゃないですよ。その人らが見るんです。その人らが見て、商工会に加入しているということを書かれていたら諦めるでしょう。25社のためにわざわざこう書く必要ないです。これはすぐ削除すべきだと思いますが、町長、どうですか、最後。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質疑にお答えをいたします。

商工会に加入していることという条件がつくのは、先ほど私も商工観光課長も申しあげましたけれども、主たる拠点がある、そういった方が町内に店舗しておいでる。商工観光課長は町外資本の方やと、そんなふうな表現をされておりましたけれども、そういう方に対してと、またもともと町内で事業をなされておる方、この方々とそれぞれ支援の厚みというか、そういったこと、支援の在り方ということは違ってくるのが普通ではないかなというふうに思っております。町内に主たる拠点を置く方を優先的に支援するのが普通、当然ではないかなというふうに思っております。

おっしゃるように町商工会に加入していることということを書かずにそういった制度の運用はできませんので、これはどうしても書かざるを得ないというところですね。小島議員が想定されているような御心配については、違うと思わんがんですけれども、もともと町で事業をされておる方については受けられんがんじゃないかというような御心配でないかなと思うんですけれども、そういう方については大丈夫でございます。そういった方も

含め、皆さんに制度については分かりやすく、またお示ししていくのが大事かなということも思いますので、御指摘も踏まえて、今後情報の提供等をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（金田之治君） これで、質疑を終結いたします。

### ◎町政一般についての質問

○議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 今回、質問の機会をいただきありがとうございます。

私からは2項目について質問をさせていただきます。

廃校となる小学校の活用について質問させていただきます。

まず、1番、校下住民への説明等について。

志雄中学校の廃校時には住民代表からの意見聴取があったが、小学校の場合は行うのか。

随時、住民への情報公開が必要と考える。方針を示されたい。

2番目に活用方法についてお聞きいたします。

具体的にどのような活用を想定しているのか。

次に、避難所としての利用や体育館のスポーツ利用等はどうなるのか。

かつて、小学校下ごとに公民館分館が存在したが、廃校校下における地域交流のためのコミュニティセンターのようなスペースを設けてはどうか。

3番ですが、「みんなの廃校プロジェクト」について少し説明がありましたが、それについてお聞きいたします。

制度の概要は。

うまくマッチングしたものとそうでないものの数と実績はどうか。

数多くの廃校が登録されていると思うが、その中で埋没しないように強くPRする必要があると考える。マッチングに向けた方針と強い意思を示されたい。

次に、部活動の地域移行について質問をさせていただきます。

今年の6月に、文部科学省とスポーツ庁から部活動の地域移行についての答申がありました。そこで質問いたします。

制度についてですが、目的と概要を示されたい。

これは、教職員の多忙改善が主眼だと思うが、そもそも地域移行とは、顧問（指導者）が教員から地域（民間）の誰かに代わることなのか。その他、どのようなことが変わるのか。

移行するのは運動部も文化部も同様か。

次に、教育投資への資金確保について。

指導者の確保等、課題は多くあると思うが、地域移行が部活動を通じた生徒の心身の鍛錬や技術の向上に繋がるとともに、友情や団結が育まれることを期待する。

ところで、この地域移行や小学校の統廃合を機に、部活動を含む小・中学校での教育事業への投資（活用）を目的とした基金をふるさと納税で活用して造成してはどうか。

以上、2項目について質問いたします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

議員御提案のふるさと納税を活用した基金は、創設に向けた準備を進めており、教育事業のほか環境保全、産業振興等、寄付者の意向に沿った事業に有効活用できるようにしたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 4番、林議員の御質問にお答えします。

志雄中学校廃校時には、「志雄中学校等跡地利用懇話会」が設けられており、今後、廃校となる小学校の活用につきましても、同様の跡地利用懇話会を設置する予定です。

その中で、校舎、屋内運動場、敷地の利活用方策について、地域住民代表からの意見聴取を行っていきたいと考えております。方針を決めていくにあたっては、随時、地域住民の方に情報共有を図りたいと考えております。

次に、活用方法についてですが、他の自治体の活用状況では、社会教育施設や社会体育

施設、企業や法人等の施設等として、また、近年では、地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のためのオフィスや地元特産品の加工会社の工場として廃校施設が活用されるなど、地域資源を生かし、地域経済の活性化に繋がるような活用も増えてきています。

今後、数多くある廃校の中で、工夫しながら事業者とのマッチングを進めるとともに、先ほど申しあげました跡地利用懇話会での御意見を踏まえるとともに、避難所としての機能を尊重しつつ、スポーツやコミュニティ施設などの利活用方法についても検討してまいりますので、御理解の程よろしく申し上げます。

次に、部活動の地域移行についてですが、国では、令和7年度末を目標に、休日の運動部活動を段階的に地域移行していく方針を示しているところです。これは、公立中学校の教師が担っている部活動を地域団体や民間事業者に委託する改革となっております。

部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立っておりますが、少子化の進行や教師の負担の大きさなどを踏まえますと、これまでと同じ形で部活動を維持することは困難な状況にあると言われております。そこで、中学生らのスポーツ機会を着実に確保していくための改革の方向性として、まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことが示されたものです。これにより、生徒と向き合う時間が十分確保され、指導や支援に専念できるなど、学校教育の質の向上にも繋がることが期待されております。

現在、当町では、部活動の受け皿としてNPO法人宝達スポーツ文化コミッションに係事業を一部委託し、休日は地域の指導者による活動を実施しておりますが、今後は他の部活動にも対応していくため、地域人材の確保、地域移行に伴う費用負担、施設の減免措置、生徒数減少による合同部活動等の課題の洗い出しを行い、地域移行へ向けた推進計画策定などの取組みを進めていくこととしております。

なお、地域移行については、運動部だけでなく、文化部においても求められておりますので、併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（金田之治君） 学校教育課長兼小学校統合準備室長 安達大治君。

〔学校教育課長兼小学校統合準備室長 安達大治君 登壇〕

○学校教育課長兼小学校統合準備室長（安達大治君） 4番 林議員の御質問にお答えいたします。

「みんなの廃校プロジェクト」の制度概要ですが、主体は文部科学省が実施しており、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業とのマッチングを行っている制度でございます。

次に、この制度には令和4年8月1日現在で381校が登録されておりますが、これまでのマッチング実績について文部科学省に問い合わせたところ、集計していないということでした。

参考に、文部科学省が令和3年5月1日時点でまとめた「廃校施設等活用状況実態調査」に基づく全国の廃校活用状況は、平成14年度から令和2年度までに発生した廃校で、施設が現存している7,398校のうち5,481校、74.1%が活用されております。

以上です。

○議長（金田之治君） 4番 林議員。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 廃校の利用活用についてですけれども、私は廃校になった校下がこれからももっと輝けるような地域であってほしいということを願って、いろいろなアイデアを、先ほど言われたように委員会を開くということですから、皆さんと一緒に積み上げて、しっかりとした宝達志水町にできるようにして欲しいなと思っておりますので、要望として言わせていただきます。

○議長（金田之治君） 次に、5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より2点質問をさせていただきます。

1点目として、農業環境変化での小規模農家対策についてであります。

当町の令和4年度水稲作付面積は1,025ヘクタールとなっており、現在その収穫の真っ最中でもあります。

雨や先日の台風11号による被害もなく、ほっとしている反面、肥料や燃料といった資材の高騰、コロナ禍にあつての米価下落といった不安要素も抱え、安心して農業経営ができるよう対応してもらいたいと考えております。

現在問題となっている食料自給や自然環境保全の問題でも、小規模農家の果たしているきめ細やかな農地管理は不可欠と考えております。

このような農家が持続可能な農業経営をしていくため、町としてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

2点目として、トキ放鳥に伴う環境整備についてであります。

5月16日、山口環境大臣に対して馳県知事をはじめ、能登9市町の首長がトキの能登放鳥要望書を提出し、8月5日に能登地区が選定されました。放鳥に伴い、能登地区は自然

豊かなトキの生息地として知名度も上がり、能登を訪れる人も格段と増えていくと考えます。

また、ここで生産される農産物も安心度が上がり、差別化され、販売される可能性もあり嬉しい限りであります。その一方で、放鳥が能登のどの地区になっても自由に飛び交う鳥でありますから、志賀町に営巣したコウノトリが当町またはかほく市に飛来している事例のように、当町にも営巣の可能性が大きいと考えます。

そうした状況の中で、餌場の確保や営巣できる森林整備、あるいは営巣した森林の管理をどのようにしていくのか、お聞かせください。

平成20年より放鳥実績のある佐渡では、今年6月までに25回の放鳥を繰り返し、その個体数は推定433羽となり、自然繁殖での数も増やしているそうです。

住民、農家の理解を得て、トキとの共存を継続していても、高齢化で農家の減少、餌場となる田んぼも減り、増えすぎたトキと農家の摩擦も発生しているそうです。また、希少なカエルも餌となってその個体数を減らすという弊害も発生しているという報告もあります。

佐渡での成功例、失敗例を参考として、トキと共存できる宝達志水町を目指し、環境保全、整備、住民理解についても今のうちから取り組んでいく必要があると考えますが、当町としてのお考えをお聞かせください。

以上、2点を質問いたしました。私の一般質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

農家を取り巻く環境については、コロナ禍の影響を受けた需要減少による米価下落に加え、ウクライナ情勢を受けた急激な物価高を背景とした燃料や肥料等、生産資機材の高騰による経営の圧迫が懸念されます。

町は、米価下落対策として、JAはくいととも米の作付面積に応じた米価下落対策支援金の交付を行うとともに、小規模農家も加入が可能で、価格低下等、様々なリスクを補償する収入保険制度への加入支援を行っております。

物価高騰支援については、国が肥料コスト増加分の7割を支援し、県もこれに上乗せ支援を行うとの報道がありました。対象農家が適切に支援を受けられるよう、町としてもJAはくいと連携し周知を行ってまいります。

加えて、町単独で追加支援として、補正予算案に農家等への燃料・肥料高騰支援事業費、これを計上しております。

今後も、これらの個別支援とともに、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の地域における活動支援を継続してまいります。

また、令和5年4月施行予定の農業経営基盤強化促進法の改正に基づき、町内の全農家・農地を対象として、本町の農業が10年後に目指すべき姿を示す新たな「人・農地プラン」を作成する予定としております。

「人・農地プラン」では、小規模農家を地域の農業を担う経営体と捉え、「目指す農地利用」、「農地の集積・集約」、「経営体の育成・確保」等を盛り込むこととしております。

作成は、現在のプランを基に、県農林事務所、農業委員会、JAはくいと連携し、農家の皆さんとの協議を経て進めることとしており、新しいプランに基づき農業経営を支援してまいります。

次に、トキの放鳥についてお答えします。

放鳥は、能登の豊かな自然を守り、生物多様性を向上させていくこと、そしてその成果として、農業を始め各種産業における付加価値の向上や地域の活性化を図っていく取り組みです。

まず、御質問のうち、餌場については、各市町に設けられる「モデル地区」において生物の生息環境の調査を行うほか、水田と水路をつなぐ魚道等の整備、冬期に水を張る「冬水田んぼ」等により、餌となる生物の生息環境を整えます。

また、営巣地となる里山の森林整備等を進めるために、年内を目途に国と佐渡市、放鳥候補地が協議会を設置し、佐渡市における取組事例の情報共有を図るとともに、能登における課題を整理・検討し、必要となる活動を集めるためのマニュアルを策定することとなっております。

その他の取組については、能登地域トキ放鳥受入推進協議会が作成する「能登地域トキ放鳥推進ロードマップ」の内容を踏まえて進めることとしております。

トキの放鳥実現と地域における共生には住民の理解が不可欠です。御指摘のような農業被害や固有生態系の攪乱、生活への影響といった不安に対しては、十分な説明や対策を実施しつつ、能登地域を挙げて取組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 私は、農産物のブランド化と、歴史遺産の活用について、その後の取組状況をお尋ねしたいと存じます。

まず、農産物のブランド化についてお尋ねいたします。

本町では、農産物等のブランド化を推進し、付加価値を高め、収益の増加につなげ、農業の活性化を図る取組がされております。ブランド化とは他の商品と差別化することによって、競争力の強化が期待できるとされております。

農産物は、もともと自然条件に左右され規格化しにくい作物でしたが、時代の流れとともに品質が規格化され生産されるようになってきました。また、農業や水産業などの第1次産業が、食品加工、流通販売などを展開する第6次産業が推進されるようになり、小規模農家の間でも農産物のブランド化が注目されるようになってきました。

このような中で、本町ではルビーロマンや黒イチジクなどのブランド化の促進によって、生産額が順調に推移していると聞いております。

本町の主力作物には、米、ブドウ、イチジク、プラム、葉物野菜などがあり、ブランド化を促進すべき作物が多くあります。今回はイチジクを取り上げましたが、ブランド化にあたっての共通点も多いと考えております。

そこで、以下3点についてお尋ねいたします。

まず、黒イチジクについて、生産者の長年の努力の積み重ねと、平成30年から今日まで県の支援やアドバイスなどをいただき、様々な取組の結果、「黒蜜姫」として一定の評価をいただいたと思っております。

今後は如何にして黒イチジクを差別化するかが重要な課題と考えております。一定の基準をクリアした黒イチジクを「黒蜜姫プレミアム」として品質の向上を図り、石川県産ブランド農林水産物「百万石の極み」に認定されるように、町として取り組んでいただきたい。

次に、イチジク全体の付加価値を高める取組も必要ではないでしょうか。

当町に生産されております主な主力イチジクの生産量は、多くはドーフィンで、黒イチジクのピオレソリエスなどは少量と聞いております。ある生産地では、消費者のニーズに応え、ドーフィンを完熟で出荷する取組を展開し、成果を上げていると聞いております。

最後に、今後さらに付加価値を高めるには、生産量の拡大、就農者の確保、6次産業化

を積極的に取り組むことにあると考えており、農産物ブランド化の取組について現状と今後の方向性をお聞きします。

将来、本町がオムライスとイチジクを使った料理からスイーツまで楽しめる町として全国発信し、町の活性化に繋がることを期待したいと思っております。

次に、歴史遺産の活用について、その後の取組状況をお尋ねいたします。

私は、昨年12月に開催されました第4回定例会におきまして、歴史遺産の活用について一般質問いたしました。

当町には、大伴家持が能登巡行の際に歩いたとされる、歴史の道百選に選ばれております御上使往来、往来にある石仏峠に並ぶ多くの万葉歌碑、令和の考案者とされる万葉集の第一人者、中西進氏が揮毫した歌碑、書が現存しております。これらは何物にも代え難い町の大切な宝であります。

万葉集ゆかりの歴史遺産を守り、活用する取組を提案いたしました。町執行部からは、提案に沿って検討したいと前向きな答弁をいただいたと思っております。

その後の検討結果と取組状況をお尋ねし、私の一般質問といたします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

農産物のブランド化は、特徴を生かして差別化を図り、付加価値の向上を通じて収益増加に繋げていくものであり、積極的な取組が必要です。

イチジクのブランド化については、本町産のビオレソリエスに黒蜜姫と命名し、JAはくい押水いちじく部会が販路拡大の取組みとして、東京・大田市場へのPR活動や東京の高級果実店での試食会を継続的に行ってきたほか、生産者のテレビ出演や町内外におけるスイーツの販売等を通じて、ブランドの浸透が大きく進みました。

高い人気によりイチジクのニーズは高まっていると考えますが、更なる高評価や生産者の収益向上には、各種PRの充実とともに生産拡大や出荷・販売体制の強化が必要と考えられます。

石川県農林水産部の農業普及指導員の支援を得て、黒蜜姫の栽培マニュアル作成や現地指導を実施していただいたほか、町としても農機具購入や新規就農支援等、各種の支援に積極的に取り組んでおります。

今後は、御提案に沿って、「百万石の極み」への認定や消費者ニーズに応えていくため

の生産地としての態勢強化に生産者と連携して取り組んでまいります。

また、質問で示されたように、本町にはイチジク以外にも質の高い農産物が数多くあります。例えば、「イチジクの町」や「ブドウの町」としての評価が他の農産物とも波及し合うことにより、本町農業全体の発展に繋がっていくことが期待されます。

そのために重要な取組は多くありますが、最も重要なのは生産者との協力であると考えております。昨年度からJAの各部会と意見交換会を実施して施策に反映しており、今後とも継続してまいります。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 農林水産課長 松原好秀君。

〔農林水産課長 松原好秀君 登壇〕

○農林水産課長（松原好秀君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

黒蜜姫の生産については、令和2年が生産者9人により出荷実績が2.9トン、令和3年が11人で2.5トン、令和4年が11人で2.7トンの出荷見込みで推移しています。

イチジク全体では、令和2年が39人で47.9トン、令和3年が35人で41.2トン、令和4年が35人で42.5トンを見込んでおります。

イチジクのシェアとしましては、農林水産省の平成29年統計データによりますと、石川県は出荷量89.5トンで全国第20位、約1%のシェアです。宝達志水町は81.1トンの出荷量で、県内最大の91%のシェアを誇っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 生涯学習課長 宮本孝則君。

〔生涯学習課長 宮本孝則君 登壇〕

○生涯学習課長（宮本孝則君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

白ヶ峰往来については、まず管理・整備については、県境から下石までの町道、林道、遊歩道の除草作業のほか、地元有志による清掃等が行われております。

万葉の歌碑については、民間の団体や個人が設置したものであり、設置者による管理が適切であると考えております。

また、万葉集の研究者であり、元号の令和の考案者とされる中西進氏の揮毫は、現在、生涯学習センター1階の目に触れやすい場所に展示しております。

その他の活動については、過去に公民館講座の一つとして、白ヶ峰往来を歩きながら歴史を学ぶ講座を実施しております。また、町ケーブルテレビにおいて、町の歴史を紹介す

る「ディスカバリーウォーク」の番組で白ヶ峰往来を取り上げております。

今後も、歴史講座や公民館活動により活用を図りたいと考えております。

以上であります。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 私から何点か質問させていただきます。

まず、町長、黒蜜姫の話は、昨年9月に県知事、当時は谷本県知事でございますが、そこにお伺いした時に、黒イチジクの差別化について知事から強く要請されたということについては、当然御存じのことと思っております。

また、県産ブランド「百万石の極み」につきましては、先般、馳知事から発表がございました。この中には、残念ながらうちの町の産物、ルビーロマンはうちの町というよりも県のものでございますから、かほく市の中に入るんだろーと思っておりますが、それ以外は入っておりません。残念ながら、20品目ございましたけれども、その中にはうちのものは入っていません。そういうことでございますから、昨年のうちに執行部には、谷本知事からそういう話、強い要望があつて、差別化しなきゃいかんよというお話をしたということをしちつと御説明してあるにも関わらず何にもされていない。これは、如何なものかなというふうに私は思っております。

それはそれとして、是非、黒蜜姫につきましては、差別化する意味で、プレミアムにするのか、どういう名前にするのか、そういうことをしていかないと、単なるその時にテレビに出たとか、あるいはロールケーキを作ったとか、それだけは一時的なものであつて長続きしないのではないかと。そうじゃなくて、やはりイチジク全体を盛り上げていくということであれば、黒イチジク、黒蜜姫については、これをイチジクのリーダー的立場として、町としてしっかりと取り組んでいくことが必要なのではないかと、私はそういうことを申し上げたいと思っております。

それから、もう1点の歴史遺産の活用については、生涯学習課長から御説明ございましたが、これは昨年の12月の定例会で当時の課長が言われた中身を今言われただけです。ですから、私が聞いているのは、昨年の12月時点で検討するとおっしゃった以上は、きちつと検討していただいているものと思っております。

もちろんその中には、幾つかございますが、一つとしては、今年の1月4日でございますでしょうか、地元北國新聞にこういう記事が上がっております。能登地区の各首長

の座談会だったんだろうと思いますが、その中で、町長は羽咋市の市長の発言に関連して、万葉歌人の大伴家持が通った歴史の道、白ヶ峰往来の活用を町議会で提案されたという趣旨のことが載っておりました。

あの発言は一体何だったんですか。私はあの発言を聞いた時に、町長、今回はやる気やなど、そう思って期待をしておりましたが、極めて残念な結果でなかったかなと思っております。

それから、町長は、その答弁の中で最後に言われたのは、いろんな方と話をしていかないかんだらうと、どうしたらいいのかなということもあって、いろんな方に御協力をいただきたい、そういうことも考えながら検討していきたいとおっしゃったんですが、具体的にその話がどうなってしまったのかなというふうに思っております。

それから、これは生涯学習課長さんにお尋ねをするんですが、私はその時に中西進先生の講演会を依頼したら如何かというお話をさせていただいたように記憶をしております。依頼されましたのか、その結果がどうであったのか、お話を是非お聞きしたいなと思っております。

そして、併せて、公民館活動での歴史を学ぶ住民参加のものを実施してきた、それは、その時に言われました。これは12月に私聞いていますよ。改めて、認知度向上に繋がる行事を検討したいと、当時課長から御答弁がございました。検討いただいたのかどうか、その結果どうなったのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、やはり私ども宝達志水町にとっては、中西進先生というのは、非常にこの先生との接点をつくるのが、私ども宝達志水町が全国に名前を知れ渡す一つの手段になると、そういうふうに思っています。

御存じのこととは思いますが、中西進先生は富山県の高志の国文学館、その館長をなさっていらっしゃいます。現在も月に四、五回通っていらっしゃるというふうにお聞きしております。

うちの町はどうか。先生は富山市に行かれて、そのままお帰りになっているようでございまして、うちの町は観光だけではなくて中西進先生も素通りの町になってしまった、そういう感じを受けております。

やはり、いろんな先生のほうの取組もございまして。聞いておる話、聞いておるといのはホームページで得た話でございまして、富山市の高志の国文学館の記念講演といいますが、10周年記念講演が今度の日曜日、9月11日に開催されます。富山市民ホールだという

ふう聞いておりますが、そこに先生がお見えになるという話も聞いております。幾らでも先生との接点を掴もうと思えば掴めるんですよ。やはり、そういう所をきちっとやっていたかないと、検討します、やりますと言っておきながら一向にやってくれない。これでは、どうなのかなと私は思っております。

以上、もう一回答弁をいただきたいと思います。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 7番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、黒イチジクについてですけれども、御提案のあったように「百万石の極み」だったり、そういったものに認定されることも、今後一層のブランド化に繋がっていくのかなというふうにも思っております。

そのように本当に県内において高く評価されているものだと、そのようなレベルまで、これからもどんどんと高めていかれるように、質の高いもの、美味しいもの、そういったものを生産し、また販売していけるような体制を農家の皆さんと協力してつくっていきたいと思っておりますし、またPR等も今後もしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

そして、臼ヶ峰往来のことについてですけれども、昨年も御質問いただきました。これにつきましては、同じ道を共有しているというか、同じ道のある氷見のほうにおきましては公民館活動等で熱心になさっておられます。清掃活動であったり、いろんなイベントですか、やっておられるようでございます。継続的にしておられて、本当に結構やなと思っておりますのでございまして、私どもにおきましても、議員が今御提案をくださったような講演会であったり、他の地域との連携であったりと、そのようなことも一案であるとは思いますが、当町においてもそういった同じような地域の盛り上がり、こういったものがまず大切ではないかなというふうに思っておりますので、そういうことに期待したいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 生涯学習課長 宮本孝則君。

〔生涯学習課長 宮本孝則君 登壇〕

○生涯学習課長（宮本孝則君） 7番 柴田議員の御質問にお答えします。

初めに、講演会についてであります。これにつきましては、町長が今申し上げたとお

り、注意深く検討し進めてまいりたいと考えているところであります。

また、公民館活動、認知度向上につきましては、これ以上の認知度を上げるためにはどうしたらいいかということなのですが、埋蔵文化財センター等で展示を考え、またその職員による歴史講座ということも考えておりますので、そこを強力に進め認知度を上げたいと考えております。

また、中西進氏の接点につきましては、今後、御指摘いただいたとおりに進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） なかなか、言いましても動いていただけないのが実態なのかなということがしっかりと見えてまいりました。いずれにしても、せつかくのチャンスでございますから、それを生かさない手はないと私はそう思っています。

イチジクの件については、町がどれだけ生産者を支援し、そして生産者がその気になって一生懸命やってくれるかということでございます。実際に生産されておいでの方々は、何とかいいものをつくりたい、何とかもっと量的にできないかということで、いろいろ御苦労なさっていらっしゃる。そのことについては私は感謝申し上げたいと思いますし、これは生産者だけの問題ではないというふうに思っています。行政も一緒にやらなければ物がなっていない、それを他人任せにすることにはならないというふうに思っております。是非、そういう部分では、これからは町の基幹産業であります農業を如何に盛り上げていくか、これは行政に置かれておる立場ではないかと、そういうふうにも思っております。

それから、歴史の道につきましては、私はもうこれ以上その部分については触れたくないなど、どんな答弁が出てくるのかなと思って期待しておりましたが、あまりあれではございません。

1点だけ申し上げておきます。参考までに申し上げます。これは答弁は求めません。

私は、昨年地元紙で取り上げていただいたという部分については、去年の一般質問の際に申し上げました。実は、石川県、富山県、両県、特に羽咋市、氷見市、高岡市、うちの町も載っておりましたが、今年の7月24日に北國新聞社さんが社説として取り上げていただいております。その中身は当然御存じだろうと思いますが、御存じじゃなければまた見ただければと思います。羽咋市なんかはいろいろと取組を持ってございます。うちの

町も何かあればいいなと思っておりましたけれども、残念ながらございませんので、これから行政のほうでどうされるのかなと思っております。

以上でございます。答弁はおりません。

○議長（金田之治君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 私から2点について質問させていただきます。

まずは、シン・山の龍宮城についてお伺いします。

宝達山山頂公園休養施設、山の龍宮城は、宝達志水町のシンボルともいえる休養施設として、多くの登山者に利用されてきました。2019年から閉鎖され、2023年に移転・新築される運びとなり、多くの登山愛好者が心待ちにしております。

そこで、設計・建設の基本的な考え方や方向性はどのように考えているのか、お伺いします。

ドライブや登山、自転車、トレイルラン等、多様な利用者のニーズに応えつつ、防犯・安全対策をどのように考えているのでしょうか。

併せて、宝達山ファンクラブの活動は来訪者の増加に大きく貢献していると考えており、今後も施設利用のためにファンクラブとの連携は不可欠だと思いますが、いかがでしょうか。

また、建設に際しては、「一口城主」のような形で寄付を募ってみてはいかがでしょうか。

次に、宝コミックフィールドについてお伺いします。

北陸初となる漫画図書館が新しい憩いの場となるよう、6月4日にオープンし、3か月たちました。そこで、8月までの入館者数、来館者からどのような意見があったか、お伺いします。

蔵書の検索や無作為に本をお薦めしてくれるシステムは、利便性を考慮し、導入を検討してみてもいかがでしょうか。

また、来館者を確保するために絶えずPRすることが大切だと思います。施設のPRとともに、宝スポの事業、町に関するPRを行える場所でもあるので、「町の宣伝場所」として積極的な活動を行ってはいかがでしょうか。

また、蔵書の購入等に充てるためにふるさと納税を活用してはどうか、お伺いします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

シン・山の龍宮城建設については、昨年度策定した「山の龍宮城の再建に伴う宝達山頂公園の空間整備方針」に沿って、山頂付近に点在する眺望や自然観賞スポット、登山道などを結ぶ施設、また立ち寄りやすく、親しみが湧き、山のランドマークに相応しい意匠性の高い施設を目指し、設計業務を進めています。

次に、宝達山ファンクラブとの連携についてですが、ファンクラブは旧・山の龍宮城を活動拠点とし、こぶしの路や山頂周辺の草刈り等の環境整備のほか、アサギマダラのマーキングや山菜教室等の活動を通じて山の魅力を広め、多くのファンを増やしておられます。

長年にわたり熱心な活動を続けてきたファンクラブは大切な存在であり、新施設においても活動拠点として大いに活用いただければと考えております。

今後も多くの方が宝達山に親しみ、楽しんでいただけるよう、町としてファンクラブに連携・協力の継続をお願いしたいと考えております。

次に、龍宮城建設に際しての、いわゆる一口城主のような寄付募集については、良い御提案と考えており、寄付に対する特典等、返礼の形を検討し、実施したいと考えております。

私から以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 2番 勝二議員の宝コミックフィールドに関する御質問にお答えします。

まず、来館者数は、6月4日の開館から8月までの約3か月間で1,159人になります。

来館者からの評価についてであります。事業運営を行っているNPO法人、宝達スポーツ文化コミッションがアンケートを行っており、「漫画は子どもたちが本を親しむ第一歩となることと思います。その意味でこのような施設があるのは嬉しいことです。利用させていただき感謝します」「頑張れ」「検索サイトを作りましょう」など、運営に対する提案や応援の意見が多数寄せられております。

蔵書の検索やお薦めするシステムについてですが、利用者が自らのスマホを活用して蔵書検索を手軽に行えることは、利便性を良くする上で必要と考えております。NPO法人

宝達スポーツ文化コミッションに対して、必要な助言を行っていきます。

また、「町の宣伝場所」としての積極的な活用についてですが、御提案のように積極的な情報発信を行ってまいります。

最後に、蔵書等の購入等に充てるためにふるさと納税を活用することについてですが、蔵書の購入については、昨年11月に「既存資源の有効活用に係る連携協定書」を結んだ株式会社中島電陽社から蔵書の寄贈を受けることとなっております。開館後、既に新刊の寄贈を受けております。ふるさと納税の直接的な活用は考えておりませんが、NPO法人宝達スポーツ文化コミッションと協力して、施設や蔵書の適切な管理を行ってまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 商工観光課長 守田幸浩君。

〔商工観光課長 守田幸浩君 登壇〕

○商工観光課長（守田幸浩君） 2番 勝二議員のシン・山の龍宮城の御質問にお答えいたします。

施設の機能面では、来訪者が気軽に立ち寄れる休憩スペースや、千里浜なぎさドライブウェイや町を一望できる展望スペースとともに、町の様々な情報を発信するコーナーを設け、観光スポットや飲食店等を巡るきっかけづくりの場としたいと考えております。

また、ゲリラ豪雨や雷雨等、天候の急変により下山することが困難な場合に備えて、一時的に避難できるスペースを設けるとともに、バリアフリーに配慮した設計にすることとしております。

また、管理面では無人施設になることを踏まえ、風水害等の影響を受けにくく、維持管理しやすい設計にしたいと考えております。

宝達山には推計で年間約2万人以上の来訪があります。登山や自転車、トレイルラン、バイクツーリング等、来訪の形は多様化しており、これに対応するために自転車ラックやバイク専用駐車場等のほか、御提案の通りニーズに応えられる整備を行いたいと考えております。

次に、防犯・安全対策についてですが、無人管理となることから、建物内の安全確認のために開放的な構造にすることで、外部から内部の見通しを確保するほか、防犯カメラの設置等による対策を行います。

なお、委託により施設の清掃作業等を行う予定であり、その際に安全確認を行います。

以上です。

○議長（金田之治君） 2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 龍宮城の周辺など、長年にわたり林道の草刈りや案内や、いろいろな活動をしてきた方がおりますが、そんな方にまた表彰とか、そういう考えはないのか、お聞きします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えをいたします。

今、御提案のあったような方であったり、以前に一般質問で、そういった広く町づくりに対して御功績のあった方、今は功労者の顕彰というものをしておりますけれども、そういった例えば行政に関してであったりとか、公の業務を長年なさったりとか、そういったことではなくて、長年のボランティア活動であったり、地域に対する貢献であったり、そのような方に表彰すればどうかというような御質問、かつてもどなたかからいただいたと思っております、いいことやなどは思っておりましたけれども、例えば今御提案のような方であるとか、そういった方に対して、また今後やっていきたいと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、今から2点質問いたします。

まず、1点目、我が町の防災対策などについてであります。

県内では、コロナ禍において同じ地域で地震や豪雨災害が重複発生し、災害対応が重なり合う事態となっており、我が町の防災対策はどのようになっているか、心配されている町民もおられるのではないのでしょうか。

ここでお聞きいたします。

コロナ禍において地震や豪雨の災害が同時に起きる複合災害の発生に備え、本町の防災対策はどのようになっていますか。

複合災害などの行動マニュアルの作成やネットワークづくり、その他運営の見直しなど行って、臨機応変に活動できる状況になっていますか。

今年の町防災訓練も中止となりましたが、他に防災グッズ展示会など行う予定があるの

でしょうか。

先日、区長と民生委員との会合があったようですが、何か防災上の対策が決まったのでしょうか。

先月、記録的大雨時に県の危機管理トップの知事が不在であったことで「県庁バタバタ」との新聞記事が載っておりました。この点でも、町民から、町長不在時でも本町の危機管理は大丈夫かとの声がありました。

ここでお聞きします。

危機管理のトップである町長は、公・私用で町を離れる際、どのようなことを心掛けていますか。

また、町長不在時でも町行政に支障が及ばない体制となっていますか。

避難指示を発令する警戒レベル4での災害対策本部設置や高齢者等の避難が必要とされるレベル3での発令判断は町長であります。町長不在時でも、各警戒レベル発令の判断基準のマニュアルなどが事前に用意されてあるのでしょうか。

防災気象情報発表後に自治体が避難指示を発令されるわけですが、どのように町の現状や河川の水位などの情報を取得・把握されているのでしょうか。

警戒レベル発令の遅れや、誤った早期解除などをどのように回避されていますか。

町民にできる限り早く正確に情報伝達するために、どのように工夫されておりますか。

区長や民生委員、防災士などへの伝達連絡体制は万全でしょうか。

大雨で浸水被害などに見舞われた小松市に本町職員が派遣されたとの新聞記事が載っていましたが、このように災害時の応援派遣や大きな災害が発生した際、外部からの応援を受け入れる体制なども重要です。

ここでお聞きします。

本町では、災害に見舞われた小松市から職員の応援派遣を要請されましたが、どのような経緯でなされたのでしょうか。

派遣活動内容などはどのようなでしたか。

大きな災害が発生した際、外部からの応援を受け入れる体制も重要であり、受援計画の策定はなされているのでしょうか。

また、自治体間で応援派遣や国・県による技術職員の派遣など、どのようなになっているのでしょうか。

先月、災害に見舞われた加賀や能登方面の被害の新聞報道を見るたび、被害が甚大であ

ったことが分かります。

ここでお聞きいたします。

町長や町職員で、先月災害に見舞われた加賀・能登方面の被害現場を見て来られたのでしょうか。災害現場で思われたことや何か学んだことなどありましたら教えてください。

また、今回の災害を通して、今後、本町の災害対策はどのように取り組んでいこうと思われませんか。

今回の災害での防災士の活動はどのような事例があったのか、住民への情報提供はどうであったのかなど、調べて報告していただけないでしょうか。

県議会環境農林委員会が先月開かれ、県側は県が管理する約180の小規模河川について、洪水時の浸水想定を来春の出水期を目途に公表する方針を示しました。結果は各市町のハザードマップに反映されることとなりました。

ここでお聞きいたします。

本町では、水位周知河川の子浦川は浸水の恐れがあるエリアが公表されております。

先月、県側は県が管理する約180の小規模河川について、洪水時の浸水想定を来春の出水期を目途に公表する方針を示しましたが、本町で該当する小規模河川はどこでしょうか。

結果は町のハザードマップに反映されることとなるが、町は新たにハザードマップを早期に作成・配布となるのでしょうか。

また、海拔標識表示が薄い所も見受けられ、補修などの管理の徹底や、防災意識を高めるために、河川の氾濫時に予想される最大浸水深を記した看板の設置を検討できないでしょうか。

近年激甚化する風水害や発生確率が高まる大規模地震に備え、災害などの緊急事態に対する危機管理体制の強化が欠かせません。町は、現状ありきではなく、常に最善を考えて今後も対策を見直し、町民の安全確保に努めていただきたいと思います。

次に、2点目、コロナ禍の子供たちの心身などについて質問いたします。

本町のコロナ感染が収まらない。保育園児や小中学生の感染もあり、本人はもちろんのこと、その家族や保育士や先生方などは大変な思いで過ごされているものと思います。子供たちの心身などが気がかりでなりません。

ここでお聞きいたします。

本町のコロナ感染が収まらない。保育園児や小中学生の環境の変化は、心や身体、行動面のストレス反応を生じさせる要因になることがあります。感染が広がり、様々な側面で

新しい生活様式を強いられている子供たちは、ストレス反応は様々だと思いますが、何か心身などに変化があったでしょうか。

子供や保護者などから何か気になった症状の声を聞き、問題を早期発見して、その解決を支援する対策などはできているのでしょうか。

コロナ感染の広がりや、子供たちは何か分からない不安などを抱えているのではないかと思います。

ここでお聞きします。

子供たちは、コロナ禍で何か分からない不安を抱えており、安心して話を聞いてくれる相談者の配置や、プライバシーの保たれた静かな相談場所は用意されていますか。

他に相談する手段はありますか。

相談内容によっては、医療や保健・福祉との連携が必要な時もあるかと思いますが、その連携体制はありますか。また、ケアする人のケア体制はありますか。

相談時に子どもから大丈夫と言われても、大丈夫でないことがあるようです。コロナになって悪口や差別されているのに、声に出せない子供もいるようです。

ここでお聞きします。

コロナになって悪口や差別されている方もおられるようですので、もう一度「コロナ差別ゼロの町宣言」の誹謗中傷対策を強化していただけないでしょうか。

コロナより人の声のほう怖いというのではやり切れません。社会が偏見に満ちた暗い方向へ転がるのか、それとも、繋がりを深めて問題解決に当たる方向へ歩み出せるのか、今そのことが問われております。

新型コロナウイルスに自分や家族が感染しても、差別を受ける理由は全くありません。町民に町づくりのテーマ「育てよ！町の宝」を思い起こす契機となりますよう、本町も環境整備に尽力願いまして、質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

複合災害の防災対策についてですが、現状では地震や豪雨等の災害の種類に応じた計画立てとなっており、今後、複合災害、また感染症の流行状況下での対応についても考慮し、マニュアル等の整備を検討するとともに、防災訓練を重ね、臨機応変に対応できる体制を整えたいと考えています。

次に、町長不在時の対応体制ですが、町事務決裁規程等に基づき、指揮権が継承されることとなっております。また、町地域防災計画においては、災害対策本部の設置や避難指示等の発令について、私が不在の場合は、副町長、危機管理監の順に代行することとなっております。

また、私が町を離れる際には、気象情報等を確認すること、また部下に対しては、災害に限らず、状況報告や迅速な対応をさせております。

県内被災地域には、8月6日に私と総務課長、危機管理監らと小松市で災害ボランティアに参加し、その際に被害状況についても確認をいたしました。

私たちが作業を行ったのは住宅街で、梯川から1キロほど離れていますが、浸水による大きな被害があったことが分かりました。災害に対しては決して油断せず、地域における協力により安全を確保することが重要であると認識しました。

ボランティア作業は暑さもあり厳しいものでしたが、他のボランティアの方と協力し、励まし合いながら活動することが出来ました。作業を終了した時、住人の方は涙ながらにボランティアに感謝の言葉を述べてくださいました。被災者の非常に辛い心情を強く感じるとともに、困難にある人に対しては多くの方が支えること、心を大切にすることが重要であると感じました。また、ボランティアセンター運営の難しさを認識しました。

小松市では、受付や資機材の貸与等を要領良く行われていましたが、本町でも十分な事前準備が必要であると考えております。

次に、コロナ禍における子供たちの心身の変化についてですが、保育や学校現場等において問題となるようなケースはないと認識しております。

子供たちに必要なケアを講じられるような態勢として、保育所においては保護者と登・降園の対面時や連絡アプリによりコミュニケーションを図っております。加えて、子育て応援室の保健師と臨床心理士が定期的に保育所巡回を行い、状況を把握し、支援する体制を整えています。

また、相談については、町民センターアステラスの子育て応援室で、プライバシーに配慮して行えるようにしております。

なお、医療や保健・福祉との連携については、今年度、子育て応援室を設置したこと、また同じ施設内に関係部署が揃っており、連携しやすい環境にあります。必要な際には医療機関ともしっかりと連携し、対応してまいります。

また、感染者に対する誹謗中傷はあってならないことであり、今後も支え合って困難を

乗り越えていくことへの協力をお願いしてまいります。

私から以上です。

○議長（金田之治君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

コロナ禍が続く中、児童生徒の様子から、コロナ禍の影響による特徴的な変化は確認されていません。ただし、新しい生活様式が続く中で、児童生徒は様々なストレスを抱えていることが考えられます。学校では、定期的に教育相談やアンケートを実施し、児童生徒が抱える不安や悩みの早期発見、早期解決に努めています。

また、これまでに学校へ新型コロナウイルスに関する不安を訴える相談は寄せられていませんが、児童生徒や保護者からの相談があれば、教育相談コーディネーターが窓口となり、スクールカウンセラーや養護教諭との面談の機会を設けて、適切に対応できる体制を整えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

まず、複合災害には、感染症等の影響も考慮し、臨機応変な活動体制を整えてまいりたいと思っております。

7月31日に予定しておりました町防災訓練は中止といたしましたが、訓練で目標としておりました次の3点、すなわち「町職員の防災能力の向上」「他の自治体や関係機関との連携の強化」「地域の防災意識の高揚」については、あらゆる手段・機会を活用し達成してまいり所存です。

その一つに、今月から始めますLINEを活用した防災豆知識の連載、各集落の区長のもとに出向いての防災無線操作訓練や意見交換の実施、あるいは災害に至らない程度の大雨においても、真剣かつ実践的・具体的な対応を実施することに努めております。

また、今後、各集落の防災訓練や住民が集まる機会に、避難所資機材の設置体験会や企業と連携した防災グッズの展示会等を実施したいと考えております。

次に、区長と民生委員との会合の件についてですが、6月から7月にかけて全5回、区

長、民生委員、社会福祉協議会、地域包括センターのネットワークづくりを目的に福祉座談会を開催しております。座談会では、本町の災害リスクや、令和8年度までに策定予定の個別避難計画について説明したほか、地域での要支援者の把握及び関係者による情報共有が行われました。今後、地区や地域ごとに具体的なリスクを認識した上で、共助要領、特に要支援者ごとの個別具体的な対応について協議を進めていただくようお願いをしております。

続いて、気象情報についてですが、これは気象庁のホームページや气象台とのホットラインなどにより確認しております。また、河川水位や土砂災害の情報については、関係ホームページや職員のパトロールにより状況把握を行っております。

住民への情報伝達については、防災行政無線やホームページ、ケーブルテレビ、安心ほっとメール、LINE、緊急速報メールなど、複数の情報伝達手段を活用して迅速かつ正確な情報配信に努めております。

また、区長にはファックスや安心ほっとメールなどで、民生委員には社会福祉協議会を通してメールや電話で、防災士には一部の方に対するメールで連絡をしております。今後も連絡体制の強化を図ってまいります。

次に、小松市への職員の応援派遣の経緯でございますが、豪雨翌日の8月5日に本町の安全をまず確認した上で、被害が大きかった金沢市、小松市、白山市、能美市に対し、本町から人や物の支援を申し出ました。

翌週になり、県を通じて小松市災害廃棄物仮置き場の運営支援要請があり、町職員に募りましたところ、多数の志願者が得られ、10日水曜日から15日月曜日の6日間にわたり、延べ18名という多くの支援を実施できました。

本町に対しては、9月1日の大雨の際に、県内自治体や岐阜県下呂市、あるいは富山県氷見市から支援の申出がありました。これは、今年度に入り災害時相互応援協定に基づく関係を強化していた成果が着実に実りつつあることであると思料しております。

また、本町における受援計画は現在策定中でございます。

なお、技術職員の派遣については、総務省において復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱を定め、全国一元的な技術職員の中長期の応援派遣の仕組みが整えられております。

次に、災害現場や被災自治体の対応に関する状況についてですが、私が町長とともにボランティアで入りました地域では、1階部分の中程の高さまで水についた痕がくっきり残

っており、大きな浸水被害があったことが分かりました。

他方、避難所への避難者は極めて少数であったにもかかわらず、人的被害はほとんどなかったことに注目し、地域住民や市の危機管理課にインタビューをしましたところ、市からの垂直避難の呼びかけにより、住民が実際に垂直避難行動を行ったことが分かりました。本町でもこれを参考にし、効果的な注意喚起を実施してまいりたいと思っております。

防災士の活動については、ボランティアセンターの運営支援を確認しております。

次に、本町の小規模河川についてですが、町内に13ある2級河川のうち、子浦川は浸水想定区域が公表されておりますが、残る12河川を対象に県が調査の検討を進めております。町では、県の公表データを基に町のハザードマップを早期に作成し、住民に配布したいと考えております。

また、海拔標識表示については、現状を確認し、適切に管理を行ってまいります。

最大浸水深看板の設置については、今後検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 相見川の橋、麦生の相見川の橋のところに、2日ほど前に県が河川のカメラを設置しておりました。何か知らないけれども、ライブで直接県が見られるそうなので、町のほうで同時に見られるのかなと思って、その質問を聞きたいと思っておりますが、お願いします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

今、御指摘のカメラはいつ付いたのか、ちょっとはつきり覚えていませんけれども、ありますし、町でもそれを確認しておりますし、一般の皆さんも見られます、ホームページ等で。ですので、我々も活用しますし、皆さんも御活用いただければと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 一般質問の途中でありますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午後零時11分休憩

○議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番 岩根信水君。

〔1 番 岩根信水君 登壇〕

○1 番（岩根信水君） 私のほうから 1 点、少子化対策施策強化について質問をさせていただきます。

7 月にふるさと人口対策特別委員会が開催されました。近年、本町の子供の年間出生数は 40 人から 50 人程度を推移しています。これは、本町の人口から算出すると、1,000 人当たりの出生数を示す出生率にして、およそ 4 前後を推移しているということになります。他の自治体の人口推移を参考にすると、現在の人口を維持するために必要な出生率は通常 8 程度であります。人口約 1 万 2,000 人の本町で換算すると、出生数は年間で 96 人程度が人口維持のボーダーラインということになります。

出生率 4 前後というのは奥能登地域との同程度の値であり、県内では七尾市、志賀町以南の自治体と比較をしても、平成 20 年以降ずっと最下位レベルです。

人口の推移と出生率は密接に関係しており、今のままでは本町の人口減少は止まることはなく、急激に進むものと予想されます。少子化対策は一朝一夕で解決するものではないことから、危機感を持って施策を加速させるべきだと考えます。

少子化対策として、若者の定住を促進するための宅地造成、結婚を希望する方々への婚活イベントの活発化、出産・子育て・教育に対する物心両面の助成、そして町の魅力の発信など、様々な面から少子化対策に繋がる施策を強化していただきたいのですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1 番 岩根議員の御質問にお答えします。

本町では少子化対策として各種の施策を行っております。

まず、若者の定住促進施策としてマイホーム取得奨励金を設けており、今年度から基本額を 20 万円増額して 120 万円といたしました。この他に、民間賃貸住宅家賃補助、新婚生活支援補助、若者通勤サポート助成金を実施しております。

また、定住促進協議会の活動が効果を上げているほか、今年度から地域おこし協力隊員が移住コーディネーターとして移住の相談受付や現地案内、空き家バンクの流通促進に取り組むこととなっております。

宅地整備では、武道館横の町有地において事業に着手しており、今後も宅地の増加に取り組んでまいります。

また、結婚や出産・子育て支援として、出産祝金15万円、6歳・12歳・15歳・18歳の成長祝金3万円を支給し、子ども医療費の助成では、0歳から18歳までの通院、入院とも全額助成しております。

今後は、婚活事業の充実や、今定例会に提案しております町独自の不妊治療費の一部助成や、子どもたちが集い、遊べる場所づくりを行います。

教育分野では、教育立町を標榜し、学習環境の充実と学びの意識改革による学力向上を目指しています。これが、次代を担う人材の育成と教育に積極的であるという評価となり、定住にも繋がることを期待しております。

ところで、今年度実施した成長祝金に関するアンケートでは、「若者定住促進や子育て支援のために必要なこと」について、病院（小児科、産科）、また保育の充実、公園・遊具施設の整備、宅地の整備・提供、企業誘致等の回答がありました。

これらの提案やニーズ、そして町の状況を踏まえた上で、スピード感を持って施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、少子化対策として重要なことのひとつが、子育て世代への経済支援であると考えております。私は安易なばらまきの施策は良いこととは思いませんが、若年層の所得水準が長年にわたり上がらないこと、更には現下の物価高もあり、出産や子育て、生活の経済的負担が重くなっていることが、現在は少子化の要因の一つだと考えます。この対策は国がもっと頑張るべきですが、それが期待できないならば、財政は厳しい状況ではありますが、町独自の施策が必要と考えております。

また、本町は住みよい町であり、各種施策の内容についても遜色ないと考えておりますが、これらについての積極的な情報発信も重要で、ノウハウを有する事業者と連携するなどして、しっかりとした仕事をしなければならないと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 町として非常に多くの施策を実施しているというのは存じ上げております。

先程ありましたマイホーム取得奨励金ですか、これについても非常に年々効果を上げていることは存じ上げております。しかしながら、ふるさと人口対策特別委員会で提出された資料によりますと、令和3年度分で出生数が50人、死亡者数がその約4倍、転入者につきましてはおよそ約200人、それに対して転出者が1.7倍というふうになっております。

婚活事業におきましても、現在、結婚アドバイザーによる活発な活動をされているというのも承知しておりますが、なかなか成果が出ておりません。町の取組としての結婚相談窓口、あるいは外部委託をした結婚相談事業所での活動も、これはちょっとコロナの関係もありまして低迷しているような、そういうことが見受けられます。状況は町長が一番よく御存じだと思っております。

今こうして奥能登地域を見ていくと、人口がどんどん減っている。出生率を見ると、そこ同等の出生率であると、こういった危惧されている内容、これをそのまま放っておけば、次の世代がこの課題を背負うことになるというふうに思っております。

町長も幼い子供さんを育てる子育て世代だというふうに認識しております。この問題を次世代に背負わせないように、きっちりと対応していくということに関しては共感いただけると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えいたします。

ただ今、再質問で改めてデータをお示しいただきましたり、また今の制度でいろんな支援制度であったり、取り組んでおくことにつきましても御評価をいただきました。

それで、それが上手く成果になっていかなければ、やっぱり将来に、今もそうですけれども、段々と深刻な事態に繋がりがかねないと、そのようなことも認識しておるところでございます。

先程も申し上げましたけれども、そういったことに対する施策、これからもしっかりしていかならんですし、情報発信もしっかりしないといけないですし、最後に申し上げたような経済対策をやりたいと思っております。こういったことには、是非、議会の皆さんにも御協力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、先程のアンケートでもありましたけれども、当事者というか、そういった世代の

皆さんの声、そういったものにもしっかりと尊重しながらやっていきたいと思っております。

今回の質問は大変重い、また御指摘というか、メッセージをいただいたなと思っておりますので、しっかりと受け止めて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 再質問というよりは要望なんですけど、学力向上に努めておられると、学力向上をした若者がこの町に定住してくれることを期待しているというふうな答弁がありましたけれども、実際は学力が向上して町の外に出て行くという状況があると思われまますので、その辺の施策が何か検討していただければと思います。

あと、子育て世代の経済的支援、これは非常に有効であると思っておりますので、またいろいろとよろしく願いいたします。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えをいたします。

学力が上がってしまって、勉強を頑張った子が都会のほうへ行って町に帰って来ない、帰って来るようにしてせんやろうと、そのような御指摘ですけれども、これも議会でも御指摘、度々いただいております。

一方で、若いうちは勉強に頑張ると、そして実力が付けば更に都会の学校へ行ったり、都会だけではなくて、今やもう世界中を股にかけて仕事ができるような、そんな時代もあります。若い時は、本当に外に出ていろんな地域を見たり、いろんな仕事であったり、本当にいろんなことにチャレンジをすることが大事であると思っておりますし、そういったことで御本人も力をつけるというか、そんなことになった暁、また地域に対して御貢献をくださる、そんな方も今も現に大勢いらっしゃいます。あと、お帰りいただいて、Uターンしてもらって地域で頑張ってもらおうと、そんな方もいらっしゃいます。

大事なのは、やっぱり帰って来ようという気持ちを持っていただくようなことですね。こんなことも前もお話ししたと思っておりますし、少し前にタウンプロモーションに関する会というのを設けて、そこで答申をいただきましたけれども、そちらでもやっぱり、そちらの答申にはシビックプライドという表現がありましたけれども、郷土愛というか、そんなも

のをしっかり持っていただく、町に対する誇りを持ってもらえるような、そんな教育でも  
そうやし、社会全体でも若い人たちに対して自信を持ってもらえるような、そんな地域で  
ありたいと思っております。

今、いろんな分野の政策を挙げて御指摘いただきました。アイデアもいただきましたし、  
やっぱり大事なのは、今最後の再質問であったような郷土愛というか、そんなものになっ  
てくると思います。それも長年にわたって、いろんな人との交わりの中で、また歴史を鑑  
みの中で培われていくもので、本当に大事ですので、そういったこともしっかりと重く踏  
まえて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、2点について一般  
質問いたします。

最初の質問は、宝達志水町建設工事標準請負契約約款についてであります。この質問は、  
町発注の建設工事の約款ですので、その責任者である副町長にお聞きし、町長にも意見を  
求めるものであります。

私の問題意識は、建設業法や約款を守ることによって、町の公共事業に関わる労働者の  
賃金が正しく支払われ、その結果、町の税収が伸びることです。ところが、町の建設土木  
の公共事業で働く労働者複数人に法定福利費を含めた賃金・日当をお聞きすると、とんで  
もない状況が報告され驚かされています。

例えば、公共工事の見積書作成のための設計労務単価表が出されていますが、作業員は  
幾ら、運転手は幾らなどの単価が書かれてあり、これに材料費、一般管理費、法定福利費  
などが加わり、公共事業の予定価格が決められていきます。公共事業の予定価格を決める  
基礎の一つとなる労務単価が決められているが、半分以下しか労働者には支払われていな  
い実態もありました。これをどう改善しているのか。全国の市町村で行われている  
先進的な例を参考にお聞きしたいと思っております。

まず、最初にお聞きするのは、そもそもこの約款は、発注者である町とそれを請け負う  
受注者にとってどういうものと位置づけられていますか。

また、約款と建設業法や建設工事従業者の安全及び健康の確保の推進に関する法律との  
関係もお聞きします。

次に、約款の中身についてお聞きします。

約款第3条には、公共事業の受注者は工程表を提出する義務を負っています。この工程表は必ず提出され、町は工程表に基づきどのようなチェックをしているのか。

工程表どおりにいかなかった例は今年度何件あったのか、教えてください。

次に、建設業法第10条と約款第3条には請負代金内訳書について書かれてあります。建設業法には、内訳書の中身として法定福利費や一般管理費についてもしっかりと積算と明示され、そして提出を義務づけられているのに、町の約款では提出は努力義務のように受け取られる記述となっているように見られます。なぜなのか、教えてください。

次に、約款第6条についてお聞きします。

第6条は、公共事業の受注者がその工事の一部を下請委託する場合の規定が書かれてあります。建設工事標準下請約款に従い、書面をもって下請の契約を締結するとあります。これは守られていますか。

そして、下請契約の見積りの中に、社会保険料や建設業退職金共済の費用、安全衛生経費、交通費が計上され見積もられているのかどうか、お聞きします。

また、第6条と建設業法の規定では、下請契約を締結する場合、宝達志水町内に本店を有するものの中から選定するようにとの努力義務があります。努力しているかどうかの判断基準は何なのか。業者の言いなりなのか、それとも町として書類を提出させているのかどうか、お聞きしたいと思います。

次に、約款第10条の3についてです。ここでは、狭く労働者の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、町と連絡が確保されることが条件で、現場の常駐を要しないとすることができるとあります。現場監督ですね。これは広く建設業法に抵触する事態も適用される規定とみなし得るが、いかがでしょうか。

次に、今までの質問も踏まえ、公契約条例の制定についてお聞きします。

長期化します不況で、多くの事業者と労働者から、仕事がない、あっても賃金が安くて生活できないとの声が上がっています。税金を使った公共工事や委託契約でありながら、とにかく仕事をという思いから低価格で入札し、その結果、官製ワーキングプアがつけられるという構図が広がっています。

公契約とは、自治体が公共工事や業務委託などの発注で受託する労働者との間で結ぶ契約です。人間らしく働くことのできる労働条件確保の条項を定めている条例が公契約条例であります。最低賃金法に基づいて、公共事業に従事する現場労働者の賃金を規制する意

見もありますが、これは最低賃金法の最低賃金と公契約条例の最低賃金を混同するところから起こる誤りであります。

公契約上の規定は、契約に基づき、発注者である自治体が契約の相手方を規制するものであります。したがって、国の最低賃金法に違反するものでありません。この問題は、公契約条例を制定している千葉県野田市などで決着済みのことでもあります。野田市では、公共工事設計単価の80%、神奈川県川崎市では労務設計単価どおりが支払われています。

公契約の入札に当たって、各事業所は下請、孫請でも含めた公契約に基づく最低賃金を頭に入れた、適正な人件費を確保した上で入札価格を決定する仕組みになっています。したがって、受注者、下請事業者、孫請事業者には、適正な人件費が確保された契約請負金額で仕事ができます。

このように公共事業の在り方が変わってきているし、広がりを見せています。これが建設現場で多く働く労働者の生活を守っています。担当者は御存じかどうか、お聞きします。

次に、入札の在り方についてお聞きします。

地方自治法は、入札制度の在り方を一部変えることができるようにしました。それは、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができるというただし書が加わったことでもあります。これを受けて地方自治法施行令が改正され、一般競争入札での総合評価方式の導入が可能となりました。

総合というのは、価格以外の要素を含めて総合的に評価し、発注者である自治体にとって最も有利なものを落札者とする方法であります。この方法を採用しているある自治体は、評価項目に現場労働者の賃金など、労働条件の確保とあったり、また、ある自治体は消防団活動をしている事業所に加点したりしています。

町へ貢献する人を増やし、現場労働者の賃金が増える公契約条例を制定し、入札方式を改善するお考え、今風の入札制度にするお考え、おありかどうかをお聞きし、公契約条例、そして建設請負約款についての質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス第7波への町の対応についてお聞きします。

今週火曜日の午後6時から、石川テレビで金沢大学附属病院の救急救命チームを取材した番組がありました。町行政の関係者の皆さんは視聴されたでしょうか。金沢大学附属病院救急医療チームの岡島正樹教授が、今まさにこれまで感じたことのないような強い危機感を感じる、危険なフェーズに直面している、相当厳しいですと語っておられます。それは新型コロナの患者を受け入れる病院で職員や患者のクラスターが相次ぎ、県内の複数の

病院で受入れがストップしたことにあります。しかも、そうした患者の救急車による搬送に必要な基本情報が石川県から現場に伝えられていなかったというのであります。この基本的な情報が現場に下りてこないほど、救急の現場は逼迫しています。救急車で来た患者が陽性の場合、掃除や消毒などで30分ぐらいは処置室が使えないといいます。新型コロナの感染拡大から2年半、医師や看護師たちが必死に食い止めてきた医療崩壊が目前に迫っていると番組は締めくくられていました。

また、同じように、国立金沢医療センターの北医師は、感染の不安を抱えながらの看護に加えて、治療や介護で医療の現場の負担は相当なものだ、スタッフの疲労は限界に近づいている、高齢者や持病のある方を救うためにも、とにかく各自一人一人が感染対策を徹底してほしいと語っておられました。

県内では、連日1,000人、2,000人という感染者の確認がされ、過去最多の1日7人が新型コロナの感染で亡くなる事態も報告されています。行動宣言がない今だからこそ、各自の感染対策が重要と言われていました。

国や県は行動制限をしません、私は住民と一番身近な町が町民の命と健康を守るために行動制限のお願いを強く発信すべきだと考えています。

高齢者の方々の命や働き盛りの方のコロナ後遺症、そして10代の子どもや10歳未満の子どもも新型コロナウイルス感染によって亡くなっています。ところが、宝達志水町内の各集落では、今、秋祭りのために、狭い集落会館で子どもを集め、獅子舞の練習を行っているところもあります。町行政は、これは住民が悪いのではなく、町行政が国や県が行動制限しないからといって、この感染症の危険に対する啓蒙活動をさぼっているからだとは私は考えています。正気の沙汰でないと言われた医療従事者がおられました。私も同じ考えです。

それでは、基本のことをお伺いします。

まず、7月半ば頃から始まったと思われる新型コロナウイルス感染症第7波での町民の罹患者数の昨日までの合計数、教えてください。

そして、その罹患者のうち、保育園児数、小学校児童数、中学校生徒数、また年代別の感染者数、加えて新型コロナウイルスによる死者数はどれだけか。

また、発熱外来受診数を町内医療機関別に教えてください。

また、宝達志水病院での新型コロナウイルス感染後遺症の数、後遺症と認められた方の数を教えてください。

私たち議員の下には、学校教育課の岡本担当課長と浜坂健康づくり推進室長から、毎日のように小学生、中学生、保育園児の感染者数がファックスで流されてきます。そして、ファックスの最後には、特別な措置はしません、保育所の休園はありませんと締めくくられています。

岡本学校教育課担当課長や浜坂室長にお聞きします。

新型コロナウイルスに感染した場合とインフルエンザに感染した場合の違い、どう認識しておられるのか、お聞きいたします。

最後に、町長にお聞きします。

新型コロナウイルスによる感染数や第7波まで長引かせているのは、自然現象と考えているのかどうか、お聞きします。

そして、新型コロナ感染を抑え、町民の命と健康を守るために、町長がこれまで重点化してこなかった予防策を財政化することを求めたい。そのために、令和3年度決算で8億3,000万円ある、何にでも使える、こういう時のために貯めてきた町の貯金である財政調整基金で、少なくとも小中学校の子どもや保育所に通う子ども、そして、その家族へのPCR検査を徹底的に受けられるようにするべきだと考えますが、いかがでしょう。

終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染が長引いているのは、感染力が高まった変異株が次々と出現していることが一因であると考えます。

次に、御提案のようなPCR検査については、頻繁に検査を行う必要があり、対象者や検査関係機関の大きな負担になるため、実施は考えておりません。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 副町長 大岩慎一君。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、町約款の位置づけ等につきましてですが、町約款は、国土交通省の諮問機関である中央建設審議会において勧告された公共工事標準請負契約約款に準拠しており、建設工事等に係る契約の一部として締結することで、発注者である町と受注者間の具体的な権利

義務を生じさせるものであります。

次に、町約款と建設業法等の関係につきましては、町約款第1条に「日本国の法令を遵守」とありますので、国、都道府県及び発注者等の責務を定めている建設業法については、町は発注者として個別具体の規定を遵守することになります。他方、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」については、国、都道府県及び建設業者等の責務を規定しているものの、町が遵守すべき個別具体の規定は定められていないものであります。

次に、工程表に関する幾つかの御質問ですが、今年度8月までに建設請負契約を交わした件数は43件あり、工程表は漏れなく提出されております。併せて、担当課においてチェックも全て行っております。また、今年度において工程表どおり行われなかった例はございません。

次に、請負代金内訳書についての御質問ですが、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第10条は、国及び都道府県の責務を規定したものであり、町の権利義務を直接定める規定ではありませんし、請負代金内訳書の提出の義務づけにつきましても同条には明記されていないと考えております。

次に、受注者等による下請負契約の取扱いについてですが、町約款に基づき受注者等において遵守されているものと考えております。

また、町内業者を下請けとして選定する努力義務につきましては、工種によりましては町内業者で対応できない、工事が重なっていて下請けできないなど、様々なケースが想定されますことから、特段の判断基準は設けていないというところでございます。

次に、建設業法や約款が遵守されない場合において、現場代理人の常駐義務免除を適用できないのではないかという御質問についてですが、建設業法等を遵守しないことで、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があると認められる場合には、現場代理人の常駐義務免除は適用できないものと考えております。

次に、町発注の公共事業における「設計労務単価」と、実際に支払われる現場労働者の賃金の格差についてですが、その支払いの相違につきまして、町としては承知していないものであります。また、労働者の賃金につきましては、雇用契約に基づき支払われているものと考えております。

次に、設計労務単価並みの賃金支払いを実施している自治体の把握についてですが、特に承知はしておりません。

続いて、議員御指摘の公契約条例につきましては、地方公共団体が発注する公共工事等に従事する労働者の賃金下限額を設定すること等を定めた条例のことと認識をしております。賃金等につきましては雇用契約に含まれるものでございまして、雇用契約に関しては一義的に労働基準監督署が所管するものでございますので、公契約条例の制定は考えておりません。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 健康づくり推進室長 浜坂浩幸君。

〔健康づくり推進室長 浜坂浩幸君 登壇〕

○健康づくり推進室長（浜坂浩幸君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

7月15日から9月7日までの町内の新型コロナウイルスの感染者数は801人であります。年代別の内訳ですが、10歳未満が153人で最も多く、10代が96人、20代が78人、30代が101人、40代が108人、50代が76人、60代が69人、70代が53人、80代が38人、90歳以上が29人であります。保育所園児は86人、小学生は79人、中学生は27人であります。

町の新型コロナウイルス感染症による死亡者数ですが、県に問い合わせたところ、親族の同意が得られておりませんので、公表できないとの回答でありました。

また、9月1日現在、自宅療養者数は101人であります。

次に、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ感染症との違いにつきましては、厚生労働省諮問委員会の資料では、重症化する方、亡くなる方ともにコロナ感染症のほうが多くなっております。

以上であります。

○議長（金田之治君） 学校教育課長。

〔学校教育課担当課長 岡本 泰君 登壇〕

○学校教育課担当課長（岡本 泰君） 小島議員の御質問にお答えします。

学校では基本的な感染防止対策を徹底しており、例えばマスクの着用、手洗い、アルコール消毒、それから給食時は黙食で行っております。これらの取組から、学校内での感染拡大は確認できていません。

感染者が報告された場合は、その児童生徒の行動履歴を確認しまして、濃厚接触者の特定作業を学校で行っております。その際、濃厚接触者と特定された場合には、その児童生徒は登校を控えさせます。

そして、これまで児童生徒が感染した場合に、多い場合であれば学年閉鎖等の措置を取

ってきました。特別な措置なしというファックス等での報告をさせていただいておりますのは、濃厚接触者が確認できていない、それから感染者が1名程度の少ない場合で、特別な措置なしということをお学校では行っております。

以上です。

○議長（金田之治君） 病院事務局長 松田英世君。

〔宝達志水病院事務局長 松田英世君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（松田英世君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

宝達志水病院での8月の発熱外来の受診者は367人で、1日平均13.6人が受診しております。受診者のうち、PCR検査又は抗原検査で陽性となった方は209人でございます。

当院での発熱外来受診者は8月に入ってから急増しております、人数が多かったのが、8月15日が25人、16日と22日が27人ございました。特に8月15日については、受診者25人のうち23人が陽性となり、陽性率92%と極めて高くなってございました。

感染者のうち、多くの方が軽い発熱、のどの痛み等の軽症であり、自宅療養となっております。

9月へ入ってからの発熱外来受診者数は、1日平均6人とやや減少傾向にありますが、依然として多い人数で推移しており、楽観できない状況が続いております。

次に、後遺症の相談についてですが、当院は今年5月から県内で22か所ある後遺症連携医療機関となっており、相談等に対応できる態勢を取っております。

後遺症の受診の目安としましては、疲労感、倦怠感、息苦しさ等、日常生活に支障が生じ始める程度の症状がおよそ1か月以上長引く場合となっておりますが、当院ではこれまでに入院、外来患者を含めて、後遺症による相談、受診の例はございません。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 請負契約約款についてですけれども、下請けに出した場合はその業者と業者との間の関係だと、また元請けでもどれだけの賃金を労働者に渡すかというのは、その企業次第だという答弁だったと思うんです。

ただ、御存じでしょうけれども、役場というか、町の税金として、例えば特殊作業員は2万5,100円で積算して予定価格を出しておるんです。それもいろいろあって。それで、とび職の方は2万6,400円、1日ですよ。そうやって税金が出ておるんです。

それで、先程言いましたように、公契約条例さえつくれば、要するに公契約条例で公共事業、公共工事の設計労務単価の8割を渡さないと契約としては駄目ですよと、受注者と発注者の間での関係をつくれるんです。そしたら、今さっきの2万5,000円でしたら、8割ですから1万8,000円ぐらいですか、2万円ぐらいになるか、2万円超えるんですよ。でも、実際に支払われているというのは、これだけ貰っている人はいませんよ。大体、8,000円がいっぱいじゃないですか。そういう方、多かったです。

本来、町の税金で積算され、公共工事ですから出されて、それで工事が組まれてやるんですけれども、もしそれがきちんとすれば、きちんとというか、公契約条例ができれば、つくれば、8割以上、設計労務単価の8割を、下限8割にしないと駄目ですよとすれば、税金も増えるんです。町税が増える。町民税、増えるんです。

それをやっていないばかりに、それを拒否しているばかりに、町税が増えない。町長、分かりますか、言っていること。ですから、私、それは公契約条例で、ちゃんと業者の人と町との関係で設計労務単価の最低8割、そのままという人もいます。それをちゃんと規定するようにしないと契約できませんよというふうに示していく必要があると思うんですよ。

町民の生活も豊かになる。町税もたくさん入ってくる。それなのに、そこを公共事業で出してしまったから、それは後は知らないよという態度はちょっとあり得ないですよ。そこは、ちょっと変えていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

それと、2点目に、新型コロナウイルスの、議長、ちょっと町長、無駄話して質問しにくいですから、静粛にするように言ってください。すみません。

○議長（金田之治君） はい。

○11番（小島昌治君） 新型コロナウイルス感染症の第7波についての対応ですけれども、ちょっとびっくりしますよね。私も知っておるんですが、調べましたけれども、10歳以下の子がこの8月で156人ですか、これだけおいでるんですよ。それと小学生が100、どれだけでしたか。それで後遺症もあると認められる。ぼうっとして苦しんでとかいうのもあって、なかなか勉強に集中できないという例も全国で報告されておるんです。

一番大事なのは、早くその感染者といえますか、無症状の感染者を早く確保する。そして、その人を早く隔離、隔離という言い方はおかしいけれども保護する。これが、今一番求められて、一番全国でもこれすることなんです。

ただ、コロナ関係では、厚労省も誤りですよ、PCR検査すれば医療費が膨らんで大変

になると、厚労省がまいたんです、間違いを。それに影響されている人らがたくさんいるんですよ。でも、今それをPCR検査しないから、どんどん感染が広がっていくという医療崩壊が目の前になっているというふうな状況が起きているんです。ですから、最初厚労省が誤りを皆にばらまいたことに影響されないで、しっかりと無症状の感染者を捕まえて保護する。早く保護する。宝達志水町も毎日県が出していますよね。昨日どれだけ宝達志水町、男の人が、女の人が、何歳代の人がどうやったか。その中にやっぱり無症状の感染者がおいでなんです。その人らが動き回って、動き回るといふ言い方失礼やな、その人らは知りませんから、いろんな所へ行って感染させてくるというやり方をしておるんですよ。早く捕まえて、その人らを早く保護して感染させないようにする。これが一番求められているし、そのためにはPCR検査を、何回も言いますが、試験管の中に10人分の唾液やったら唾液を入れて、それを検査機器にかける。1日10回か20回ぐらいできるそうですから、それを1日200人、300人とできるんです。それを保育所、小学校、そして中学生、家族も含めて、定期的に1週間なり2週間、1週間が適切かもしれません、やっていくというのが一番の感染対策になるし、そのための財源も言っておるでしょう。こういう時のために財政調整交付金というのを貯めてきたんですよ。

今、令和3年度決算で8億3,000万円あるんですよ。十分できると思います。検査技師1人雇って検査機器を増やすとかすれば、十分できると思うんですよ。それがなぜできないのかの裏付け、なぜしないのかの医学的な根拠でもいいですし、それを町長に教えていただきたい。

以上、2点。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えをします。

PCR検査につきましては、御提案の、御心配なさっておる、感染者が急激に増えておる、また無症状の方が多くの方にまたうつしてしまうような、そのような状況にあるだろうと、そのために今PCR検査すればどうやということでございまして、以前から何人もまとめてやれば回数も減らせたりとか、そんなことも御提案いただいておりますけれども、そんなものでもないなと私は思っておりますし、あと、やらないのは別にお金がということではないですよ。やっぱりそういった検査をして、そういう検査によって、この社会から感染者がなくなる。そのために、どの程度の検査をせんらんのかということ、プラ

ス、検査だけではなく、やっぱり行動制限であったり、そんなこともまたせんなんということでもあります。

ということで、現状においては行動制限等はしないけれども、やっぱり感染対策をしっかりとする。感染対策をしながら社会活動をできるだけ元に戻していこうというような状況でございますし、まずはそういったことをしっかりせんなんということと、また一方で、医療関係者であったり、もう大変御苦勞なさっておられる方がいらっしゃる。そういう状況もございますので、やっぱりそういったことには多くの皆さんが気を向けて感染対策をしていく。また、ワクチンもしっかりと打ったり、できる限りのことをしていこうと、そのような社会全体での取組がやっぱり求められているだろうと思っておりますので、検査はしないということでございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 副町長。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 11番 小島議員の再質問についてお答えします。

公契約条例制定についての再質問であったかと認識をしております。

その根拠としまして、労働者の賃金を確保すれば、町税、住民税が確保できるのではないかという根拠付けだったかと思えますけれども、町内業者が雇用されている労働者が全員町内に住んでおられるかどうか、そういったことは特になくて、町外の方もいらっしゃると思えますし、また一方で労働者だけの賃金を守るといのはいかがかと考えております。

例えば、その直接の労働者以外にも、建設工事には様々な重機、物品の納入が予定をされております。その分のいわゆる納入単価はどんどん下げてもいいということになるかと思えますけれども、そうではなくて、その納入についても当然様々な労働者が関係しておりますので、そういった方々の賃金はどれだけ下げてもいいけれども、直接の雇用者だけ、直接の労働者だけの賃金を確保する、そういった区別というのは困難であろうと考えておりますので、その結果として公契約条例の制定は考えていないということでございます。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 誤解として副町長に伝わったと思うんですけれども、町が予定価

格で決めている金額というのは、前年度とかを参考にしながらやっておるんです。でも、実際に業者の方々に聞かれたらいい。今、いろんな状況で、実際の工事費というのは上がっておるんです。本当は上げな駄目なんです、公共工事の予定価格というのは。それを前年度を参考にしていますから、ずっと業者は変わらずに大変な、採算割れしたような入札すると建設業法違反ですから、やったら駄目ですけども、本当にぎりぎりのところで業者の方々はやっておるんですよ。そこを見直ししながら、もっと工事費を上げな駄目なんです。予定価格を上げるということを前提で、そして労働者の賃金も確保していく。

実際、公契約条例は労働者だけの賃金を守るんじゃないんです。建設土木の業者も守るんです。町が余りにも低い公共工事をやっている。今までのことでやっているから、業者も迷惑して、業者がそれを労働者に低く抑える。その根源はどこにあるかと言ったら、私是不作為だと思いますよ、行政の。公共工事をもっと高くしなければ駄目なのに、全部その問題を業者に投げてしまっている。そのために労働者も低くなっている。

聞かれたらいいですよ。町長を支持している業者の方々もおいでるし、聞かれたらいいです。そこも直しながら労働者の賃金も確保していく。これはやる必要があると思うんです。

私の質疑をちょっと誤解して、労働者だけ上げて、会社をパンクさせろということじゃないんです。町の入札というか、予定価格の決め方を含めて、やっぱり公契約条例をつくっているところは、ちゃんと業者も守りながら労働者の賃金も守る。だから、公共工事の設計労務単価表の8割を出しているところもあるし、そのまま出しているところもあるんです。それができるんです。

誤解のないように言いたいのと、副町長、この公共工事についての、これはやっぱり見直しは今風に見直していって変えていく、この約款も変えていく。そして、今風に労働者の賃金も守りながら町の税収も増やしていく。そして、公共工事の金額も高くしていく。これをやっていくところに来ているけれども、ずっと不作為でやっていないんですよ。さぼっておるんです、行政が。やるべきやと思うんです。

それと、もう一つ町長にお聞きしたいのは、もによもによと聞こえなかったんですけども、PCR検査をやらない医学的な根拠を教えてください。いつも何となく、私は必要ないと思いますでは町民は納得しないんですよ。なぜこれをやって早く無症状の感染者を探して、把握して、そして保護する。これができるのにしないのかという、しないというふうな根拠、これを教えてください。感想はいいですよ、町長の。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

御提案のような検査をしないという根拠、これはPCR検査の感度ですね。これは7割程度であります。そんな、やればもう100%近く分かるというものではありませんので、その程度の結果、性能を持つような検査において、この社会の中に誰が間違いなくかかっておらんかということを見つけ出すために、こういうPCR検査は使えるものではないということです。

さっき、おっしゃってやった、しっかりと探し出してということができるような検査なり何かあればいいんですが、小島さんのおっしゃるような、そんなものはきっと今のところないんです、あり得ないんです。ですから、しないということですね。

他に特に申し上げることもありませんけれども、再三、検査についてはいろいろおっしゃっていますけれども、御提案のようなことは本当にできないと申し上げておきます。

以上です。

○議長（金田之治君） 副町長 大岩慎一君。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 11番 小島議員の再々質問にお答えをいたします。

先程、予定価格の積算に当たっての単価のお話でしたがございましたけれども、小島議員のお話では1年程度遅れているという御指摘でございましたけれども、1年程度前のものという御指摘でございましたけれども、私どもは県の単価を使っているんですけれども、その単価につきましては3か月程度に1回、見直されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 後日、委員会も予定されておりますので、またその場で討論をお願いいたします。

以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

#### ◎決算特別委員会の設置及び同委員の選任

○議長（金田之治君） お諮りいたします。認定第1号 令和3年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 令和3年度子浦川水防事務組合歳入歳出

決算の認定についてまでの認定9件につきましては、5名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第9号までの認定9件は、5名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっておりますので、私のほうから指名いたします。

決算特別委員会の委員に、小島昌治君、塚本勇仁君、松浦文治君、勝二正人君、岩根信水君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時18分再開

○議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

委員長に塚本勇仁君、副委員長に勝二正人君であります。

#### ◎議案の委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第40号から議案第45号までの議案6件及び報告第14号から報告第16号までの報告3件につきましては、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第40号から議案第45号までの議案6件及び報告第14号から報告第16号までの報告3件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月9日から9月15日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月9日から9月15日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は9月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時20分散会

令和4年9月16日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 坂 井 賢  
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久  
副 町 長 大 岩 慎 一  
総 務 課 長 岡 田 正 人  
危機管理監兼  
環境安全課長 藤 井 博 樹  
企画情報課長 大 下 佳 子  
財 政 課 長 金 田 成 人  
商工観光課長 守 田 幸 浩  
税務住民課長 菅 野 嘉 一  
健康福祉課長兼  
子育て応援室長 定 免 文 江  
健康づくり推進  
室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

### ◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第46号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A1橋台）請負契約の  
締結について
- 日程第2 提案理由の説明
- 日程第3 議案に対する質疑
- 日程第4 討論
- 日程第5 採決
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関から、ビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、9月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に、各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 勝二正人君。

〔病院運営特別委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る9月9日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「病棟用セントラルモニター購入についての経緯や購入前の対応」などの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、議案2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、宝達志水病院の現状についても説明があり、委員からは、「オミクロン株による医療現場の現状と今後の見通し」、「マイナンバーカードの健康保険証としての利用対応」、「物価高による病院経営の影響」、「医療従事者の処遇改善」、「宝達志水病院でのワクチン集団接種について」など多くの質疑が行われました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、松浦文治君。

〔教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る9月12日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「児童遊戯施設整備について」、「志雄小学校スクールバス進入路等の改修」、「子育て世帯生活支援特別給付金対象者について」、「宝浪漫マラソンのPR周知」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案2件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長、小島昌治君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして本委員会に付託されました案件について、去る9月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町長はじめ関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「宝達志水大花火大会開催及びふるさと寄附金の状況について」、「農林漁業者等への燃料原油・資材高騰による支援策について」、「いちじくの黒蜜姫等の農産物の生産者支援やPR体制について」などの質疑があり、審査が行われました。

本委員会では、付託案件について審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、

本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

以上。

○議長（金田之治君） これで委員長報告は終わりました。

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

#### ◎討 論

○議長（金田之治君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

#### ◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

まず、議案第40号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第41号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第42号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第43号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）の議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号及び議案第43号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第42号及び議案第43号の議案2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第44号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第45号 宝達志水町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第14号 専決処分の報告について、専決第11号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第14号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第15号 専決処分の報告について、専決第12号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（金田之治君） 次に、報告第16号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

#### ◎日程の追加

○議長（金田之治君） お諮りいたします。ただいま議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

### ◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） それでは、追加日程第1 議案第46号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A1橋台）請負契約の締結についての議案1件を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長、寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします契約関係1件について御説明申し上げます。

議案第46号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A1橋台）請負契約の締結についてであります。

本案は、予定価格が5,000万円以上の工事であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案の概要については、町道米出今浜線の橋梁整備工事について、勝二建設株式会社と9,374万2,000円で契約を締結したいとするものであります。

以上で案件の提案理由説明を終わりますが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

### ◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 財政課長に3点、副町長に1点お聞きしたいです。質疑です。

1点、財政課長には、なぜ2社しか参加、ここ見ますと、2社しか参加していないですね。もう1回お聞きしたいんですが、なぜ2社になったのかをお聞きしたい。

そして、入札参加資格、どういう入札参加資格があったのか。過去何年かのうちにこの工事したとかどうかというのはあったのかどうか、そこを詳しくお聞きしたい。

それと、この工事の完了は今年度、令和4年度の3月31日になっています。この工事完

了の合理的な理由、これやったらできるぞという合理的な理由があったのかなかったのか。これイエスかノーだけで教えてください。

それ3点お聞きします。

副町長には、一般質問で建設請負工事の業者と町との約款のことでやり取りしたので、恐らく副町長は全部御存じなことなのでお聞きしたいんですけども、3月31日までの工事完了日になつとるんですよね、予定は。今、私、よく散歩コースで、堂田・上田線のところを散歩コースで行ったりするんですけども、その橋梁の工事が今やっと始まっているところだと思うんですよ。それにもかかわらず、今、新しく同じ業者が、今度、米出今浜線の橋梁整備工事で橋台をやると。しかも、3月31日というんですけども、私、不安なんですよね。

前々回の総務産業建設常任委員会で、この業者に関して複数の議員から、ちゃんと完了日を守っていないんじゃないかというような発言が事実の問題として出されています。

3月31日という締切りなんですけれども、約款との関係で、ほかの工事が忙しかったから、この工事は遅れましたよ。今回、米出今浜線橋梁整備工事は遅れますよ。期限延長してください。完成延長してくださいというようなことは、約款上は許されないと思うんですけども、そこをどう思われるか、どう考えられるか、ちょっとお聞きしたい。

以上、この4点、財政課長に3点、副町長に1点、お聞きします。

○議長（金田之治君） 副町長 大岩慎一君。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 小島議員からの質問についてお答えします。

今ほどの質問は、他の工事をしているから、今、請け負おうとする工事の期限を守れない、そういうことが許されるかどうかという御質問かと思えますけれども、他の工事を請け負っているから、現在請け負おうとしている工事について遅れるというようなことは認められないと考えております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 金田財政課長。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 11番 小島議員の質疑にお答えします。

3点ございますが、まずなぜ2社になったのかということでございますが、これは業者の都合でございますので、こちらもこれ以上の承知はしてございません。

次に、入札参加の理由はどのようなになっているかということでございますけれども、1点目としては、土木工事については、令和4年度の宝達志水町指名競争入札参加資格者である、これが1点であります。

次に、本店、支店、また営業所を所在するその範囲の市町村でございますけれども、本町、それから羽咋市、志賀町、七尾市、中能登町、かほく市、内灘町、津幡町、以上、3市5町の範囲でございます。

次に、工事評定通知で土木工事一式が総合評定値で700点以上、かつ年間平均完成工事高が1億400万円以上であることとなっております。

次に、工事实績としてですが、平成19年度以降に石川県内において、公共機関が発注した道路橋下部工の新設工事を元請として施工した実績を有すること。

それから、次に、技術者の専任配置ですけれども、1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ管理技術者の資格を有する者であること。また、直接の恒常的な雇用期間が3か月以上ある者と、このような要件となっております。

次、3点目の工期が3月31日までの合理的な理由があるかないかということでございますけれども、担当課からの設計により、合理的な理由はあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） これで質疑を終結いたします。

## ◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

## ◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第46号 町道米出今浜線橋梁整備工事（A 1橋台）請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 岩 根 信 水

署名議員 勝 二 正 人